

獨協医科大学国際交流協定締結等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、獨協医科大学（以下「本学」という。）が外国の大学、研究機関等（以下「相手先機関」という。）との教育・研究に関する国際交流協定（以下「協定」という。）の締結に関し必要な事項について定める。

(協定の目的)

第2条 協定は、相手先機関との交流を通し、組織的、継続的に実施することにより、本学の教育・研究水準の向上を図り、本学のグローバル化を推進するため、以下の事項を目的として締結するものとする。

- (1) 共同研究の促進
- (2) 学生及び教職員の交流
- (3) 国際貢献（途上国の学術又は教育レベル向上への協力、国際機関への知的貢献等）
- (4) 地域連携（協定先機関を介しての地域社会との連携及び産学連携の促進等）
- (5) その他学長が必要と認めたもの

(協定の定義と種類)

第3条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「部局」とは、本学の医学部、看護学部、大学院医学研究科、大学院看護学研究科、大学病院、埼玉医療センター、日光医療センターをいう。
- (2) 「大学間交流協定（以下「大学間協定」という。）」とは、本学と相手先機関との間で全学レベルでの交流により締結する協定をいう。
- (3) 「部局間交流協定（以下「部局間協定」という。）」とは、本学の部局と相手先機関との部局間での交流により締結する協定をいう。

(協定締結の基本方針)

第4条 協定は、原則として部局間協定を締結した後、交流実績により大学間協定を締結するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 全学又は複数の部局による交流を行うものである場合
- (2) 本学学生の教育に資するものである場合
- (3) 既に学生の交流実績がある場合
- (4) 本学の国際戦略上必要と認められる場合
- (5) 相手先機関から、特段の要請があった場合
- (6) その他学長が必要と認めた場合

(協定締結の基準)

第5条 協定を締結する相手先機関の基準は、次のとおりとする。

- (1) 双方の大学等の教育・研究の発展のために有益であり、かつ十分な交流実績が期待できること。
- (2) 双方の大学等での協力教員及び責任者、担当者が明確であること。
- (3) 相手先機関の教育・研究の水準が協定締結機関として適切と認められること。

(協定締結の手続き)

第6条 協定を締結する場合は、教育・研究に関する国際交流協定書（以下「協定書」という。）を取り交わさなければならない。この場合において、交流計画の実施方法等の具体化に関して、必要に応じて別途「覚書」を交わすことができる。

2 大学間協定の締結

- (1) 大学間協定を締結しようとするときは、事前に締結計画申請書（様式第1）及び協定書（案）（様式第2）を国際交流協定審査委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。
- (2) 委員会委員長（以下「委員長」という。）は、委員会委員を招集し、当該協定について審議する。
- (3) 委員長は、前号の審議の結果、協定の締結に支障がないと認められた場合には、学長諮問会議に提案する。
- (4) 学長は学長諮問会議の議決を参酌し、最終決定を行う。

3 部局間協定の締結

- (1) 部局間協定を締結しようとするときは、事前に締結計画申請書（様式第1）及び協定書（案）（様式第2）を委員会に提出するものとする。
- (2) 委員長は、委員会委員を招集し、当該協定について審議する。
- (3) 委員長は、前号の審議の結果、協定の締結に支障がないと認められた場合には、当該部局の運営委員会又は連絡会等の議を経て、学長諮問会議に提案する。
- (4) 学長は学長諮問会議の議決を参酌し、最終決定を行う。
- (5) 部局間協定の締結は、当該部局が行い、締結後、委員長に報告するものとする。

(協定書の使用言語)

第7条 協定書は、原則として英文で作成し、和訳を添付する。ただし、相手先機関の状況（母国語使用のみ）等により困難な場合は、双方の協議により定める。

(協定の有効期限)

第8条 協定書及び覚書には、原則として有効期限を付さなければならないものとし、必要と認める場合は、所定の手続きを経て更新することができるものとする。

(協定書の署名者)

第9条 協定を締結する上での署名者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学間協定は、原則として、学長が署名するものとする。
- (2) 部局間協定は、部局の長が署名するものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、学長と部局長の連名により署名することができるものとする。

(協定更新の手続き)

第10条 協定を更新する場合は、第3項又は第4項に規定された手続きにより取り進めなければならない。

2 前項により、大学間又は部局間協定の更新を決定した場合には、学長又は部局の長は、相手先機関に書面により通知するものとする。

3 大学間協定の更新

- (1) 大学間協定を更新しようとするときは、事前に更新計画申請書（様式第1）及び協定書（案）（様式第2）を委員会に提出するものとする。
- (2) 委員長は、委員会委員を招集し、当該協定の更新について審議する。

(3) 委員長は、前号の審議の結果、協定の更新に支障がないと認められた場合には、学長諮問会議に提案する。

(4) 学長は学長諮問会議の議決を参酌し、最終決定を行う。

4 部局間協定の更新

(1) 部局間協定を更新しようとするときは、事前に更新計画申請書(様式第1)及び協定書(案)(様式第2)を委員会に提出するものとする。

(2) 委員長は、委員会委員を招集し、当該協定の更新について審議する。

(3) 委員長は、前号の審議の結果、協定の更新に支障がないと認められた場合には、当該部局の運営委員会又は連絡会等の議を経て、学長諮問会議に提案する。

(4) 学長は学長諮問会議の議決を参酌し、最終決定を行う。

(5) 部局間協定の更新は、当該部局が行い、更新後、委員長に報告するものとする。

(協定終結の手続き)

第11条 協定の終結については、委員長が当該協定に係る交流実績その他の別に定める事項について審査又は確認のうえ、委員会の議を経て、学長諮問会議に提案する。

2 学長は学長諮問会議の議決を参酌し、最終決定を行う。

3 前項により、大学間又は部局間協定の終結を決定した場合には、学長又は部局の長は、相手先機関に書面により通知するものとする。

(事務所管)

第12条 国際交流協定締結等に関する事務は、国際協力支援センター国際交流支援室が行う。

(要項の改廃)

第13条 この要項の改廃は、国際交流協定審査委員会の議を経て、学長が決定する。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、協定の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年8月1日から施行する。

様式第1 (第6条・第10条)

大学間・部局間国際交流協定(締結・更新)計画申請書

[別紙参照]

様式第2 (第6条・第10条)

協定書(案)

[別紙参照]